

化学物質への対応

化学物質の管理

2001年1月に「化学物質管理指針」を制定しましたが、その後の地球環境、健康への影響、社会動向等を考慮し、各種法令の化学物質規制に準拠して2007年1月に「化学物質管理指針」を改訂しました。各工場、事業所、研究所は、この新しい指針に基づき、調達、貯蔵・保管、製造、排出、廃棄の各工程における化学物質、並びに製品に含有される化学物質の管理を行っています。特に、資材調達時の化学薬品管理については、2004年4月に「三菱製紙グリーン調達基準」を制定して、グリーン調達を進めています。

化学物質管理指針

製造工程化学物質の管理

製造工程で使用する化学物質の環境への負荷並びにヒト、生物への影響を抑制することを目的とする。PRTR法に基づき、調達、貯蔵・保管、製造、排出、廃棄の各工程において化学物質を管理する。

製品含有化学物質の管理

「地球環境、健康、生態系に対する影響の大きい物質や危険性の高い物質は製品へ使用しない」という基本原則のもとで、より安全な製品を提供することを目的とする。社内分類基準に基づき、製品に含有される化学物質の管理を行う。

三菱製紙グリーン調達基準

購入品調達時における化学物質の環境負荷低減を考慮すると共に、化学物質管理をより明確にするために、グリーン調達基準及び調査要領を定める。対象物品には、三菱製紙化学物質管理指針で定める使用禁止物質を含有していないこと。

PRTR

「化学物質管理促進法(PRTR法)」の施行に伴い、化学物質に関する情報提供の依頼が急増しています。お客様からの問い合わせに対し、MSDS(製品安全シート)を提出するとともに、写真感材薬品については、

インターネットによりMSDSを公開しています。また、化学薬品以外の紙製品等については、AIS(製品環境安全情報シート)により情報提供を行っています。

当社におけるPRTR対象物質は、16物質であり、排出量が最も多いのはクロロホルムです。パルプ漂白に塩素ガス

を使用しないECF漂白の導入等により、年々その排出量を削減しています。

大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質の自主取り組みが定められ、製紙業界ではベンゼン、ホルムアルデヒド、クロロホルムの3物質の削減に取り組んでいます。三菱製紙ではベンゼンは排出しておらず、ホルムアルデヒドについては代替薬品の使用により排出量を削減し製紙工場では排出量ゼロを達成しました。感材工場では今も削減に取り組んでいます。クロロホルムは、八戸工場におけるECF漂白設備の導入により、大幅に(1996年比で約78%)削減しましたが、今なおパルプ工場では排出量削減に向けて取り組みを進めています。

PRTR対象物質および排出移動量

2-アミノエタノール	排出量(t/年)	0.000	N, N-ジメチルホルムアミド	排出量(t/年)	0.000
	移動量(t/年)	0.016		移動量(t/年)	1.700
エチレングリコール	排出量(t/年)	0.000	ダイオキシン類	排出量(mg-TEQ/年)	32.221
	移動量(t/年)	0.049		移動量(mg-TEQ/年)	0.042
銀及びその水溶性化合物	排出量(t/年)	0.000	トルエン	排出量(t/年)	1.700
	移動量(t/年)	0.000		移動量(t/年)	0.370
グリオキサール	排出量(t/年)	0.000	ヒドラジン	排出量(t/年)	0.000
	移動量(t/年)	0.025		移動量(t/年)	0.000
グルタルアルデヒド	排出量(t/年)	0.120	ヒドロキノン	排出量(t/年)	0.000
	移動量(t/年)	0.000		移動量(t/年)	0.421
クロロホルム	排出量(t/年)	26.100	ホウ素及びその化合物	排出量(t/年)	0.000
	移動量(t/年)	0.000		移動量(t/年)	0.449
シクロヘキシルアミン	排出量(t/年)	0.000	ポリ(オキシエチレン)アルキルエーテル	排出量(t/年)	0.000
	移動量(t/年)	0.000		移動量(t/年)	0.001
1,3-ジクロロ-2-プロパノール	排出量(t/年)	3.830	ホルムアルデヒド	排出量(t/年)	0.190
	移動量(t/年)	0.000		移動量(t/年)	0.150